

■ 産業団地 ■ 排水設備工事関係様式一覧

- ①産業団地排水設備新設等工事許可申請書 (別記様式第1号)
- ②産業団地排水設備新設等完工届出書 (別記様式第3号)
- ③産業団地污水处理施設使用開始等届出書 (別記様式第5号)
- ④承諾書 (水道メーター水量を排除量とすることについて)
- ⑤産業団地污水处理施設污水排除量申告書 (別記様式第7号)
- ⑥誓約書 (申告をすることについて)
- ⑦産業団地污水排除量認定簿
- ⑧誓約書 (既設管を使用することについて)

これらの様式は変更されることがありますのでご承知ください

各種申請に必要な様式・書類の目安 (その他にも市が資料の提出を求める場合があります)

申請の種類	書類の提出時期	許可申請時	完工前	完工時	備考
新築の事業所等の排水設備工事		①	※1	②、③	
既設の事業所等の排水設備工事 (改築・増設)		①、⑧	※1	②、③	
使用料関係 (使用の開始・中止等)		③ 通常、工事完工時。 工事をともなわず使用の開始・中止・変更をする場合は、その事情が生じたら速やかに提出すること。			
どちらか	●市水道メーター検針量が污水排除量になる場合		③に加え、④承諾書		
	●污水排除量について認定が必要な場合 例：市上水に加え工業用水を使用し生活系に排水している、ボイラー等で蒸発する水は排除量としない、等		③に加え、⑤、⑥、⑦ (④は不要)		⑤は以後偶数月毎に下水道管理課に提出すること、自己メーターを設置すること、系統図※2を要す
その他	使用料の口座振替を希望する場合		口座振替依頼書	市窓口で配布	

様式のほかにも、各様式に記載されている図面・写真等を添付してください。

※1 許可後に大幅な設計変更を行うときには、協議してください。許可申請書を再度提出しなければならない場合があります。

※2 系統図は水源 (市上水道、工業用水)、算定用メーターの位置ほか必要な資料を提出すること。

使用料

名 称	単価 (1立方メートル当たり)
原地区工業団地污水处理施設	5 4 0円
志和流通団地污水处理施設	5 4 0円
黒瀬地区工業団地污水处理施設	4 3 2円